

重要事項説明書**(かわな病院訪問リハビリテーション)**

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問リハビリテーションについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

事業者

事業者名称	医療法人生寿会
代表者氏名	理事長 島野 泰暢
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県名古屋市昭和区山花町 50 番地 (かわな病院 電話(052)759-5535 FAX(052)-759-5537)
法人設立年月日	1955年12月16日

事業所の所在地等

事業所種類	指定訪問リハビリテーション 指定介護予防訪問リハビリテーション
事業者指定	介護保険 2310701087 介護予防 2310701087
通常のサービス提供地域	通常の事業の実施地域は、名古屋市昭和区、千種区、中区、天白区、瑞穂区、東区の区域とする。
事業の目的	当院は利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた療養生活を営むことができるよう、訪問リハビリの提供を行うことを目的とする。
事業所名 所在地	かわな病院 愛知県名古屋市昭和区山花町 50 番地
管理者	石田 治
営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日及び国民の休日、年末年始を除く。
営業時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

事業目的と内容

当院は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という）を提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

運営方針

当院は、訪問リハビリの提供に際しては、次の方針で運営しています。

- 1 事業は、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供にあたって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

職員体制

- ・ 医師：1名以上
- ・ 理学療法士または作業療法士または言語聴覚士：1名以上

訪問リハビリを利用できる方及び提供回数と時間

保険種別	対象内容	提供回数	提供時間
介護保険	介護認定の結果、「要支援1・2」「要介護1-5」と認定された方で、主治医が訪問リハビリを必要と認めた方	ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいた回数 ※週6回（単位）まで ※退院・退所から3か月以内は週12回（単位）まで	1単位 20分 2単位 40分 3単位 60分

利用料金 詳細は別紙の利用料金一覧のとおりです。一部公費負担される場合があります。

訪問リハビリの提供にあたり、保険証や負担割合証などを確認させていただきます。これらの内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

なお、介護保険の給付の範囲(利用限度額)を超えた訪問リハビリについては、全額自己負担となります。

キャンセル料 1回2,000円

訪問リハビリのキャンセルや日時の変更を希望される場合は、必ず当日の9時まで(午後利用の方は12時半まで)に当院訪問リハビリセンター(電話 052-759-5534)までご連絡ください。

事前の連絡なくキャンセルされた場合は上記金額を徴収します。

交通費

基本的にはいただいておりますが、通常のサービス提供地域を超えて訪問リハビリを提供する場合は実費をいただくことがあります。

事故が発生した場合

訪問リハビリ提供中に、自らの責めに帰すべき事由により、利用者やご家族に事故が発生した場合には、速やかに主治医やご家族の方、担当ケアマネジャーなどに連絡するとともに、必要な対応をします。

緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じません。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者は 管理者 石田治 を選定しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

相談・苦情の窓口

当院の訪問リハビリについての相談や苦情がある場合は当院へご連絡ください。

担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。

相 談 窓 口	かなな病院在宅ケアセンター
窓 口 担 当 者	桂川 成治
受 付 時 間	受付時間 8:30~17:30 (土日祝は休み)
連 絡 先	電話番号 (052) 759-5535 /FAX (052) 759-5537

当院以外の相談・苦情窓口もございます。

【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 事業者指導担当	電話番号 (052) 959-3087 受付時間 平日 8:45~17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 (052) 971-4165 受付時間 平日 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く) (休日・祝日・年末年始を除く)

秘密の保持と個人情報の保護について

利用者およびその家族に関する秘密の保持

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用するもの(以下「従業者」という)はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報保護

- ① 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
- ③ 事業者は、利用者及び利用者家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いません。

個人情報使用について

1 使用目的

- (1) 訪問リハビリをケアプランに沿って円滑に提供する目的で実施されるサービス担当者会議において、利用者の状態、利用者家族の状況等を把握するため
- (2) 介護保険事務(保険請求等)遂行のため
- (3) 事業所内のカンファレンスのため
- (4) 医療機関、介護保険施設、ケアマネジャー、介護保険事業所、自治体(保険者)、その他関係者との連絡調整のため

2 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が訪問リハビリを行うために必要な利用者や利用者家族の個人情報
- (2) その他利用者や利用者家族に関する個人情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報

3 使用する期間

契約締結日から最終のサービス提供にかかる保険請求等の終了日まで

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する

別紙 介護保険利用料金一覧

【要介護1～5の方】

基本報酬	介護報酬	自己負担額		
	(20分×2)	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	308単位×2	668円	1,335円	2,002円

加算項目	介護報酬	自己負担額		
	(20分×2)	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位×2	13円	26円	39円
移行支援加算	17単位/日	19円	37円	56円
退院時共同指導加算	600単位/回	650円	1,300円	1,950円
短期集中リハビリテーション加算	200単位/日	217円	434円	650円
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180単位/月	195円	390円	585円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213単位/月	231円	462円	692円

【要支援1・2の方】

基本報酬	介護報酬	自己負担額		
	(20分×2)	1割負担	2割負担	3割負担
(介護予防)訪問リハビリテーション費	298単位×2	646円	1,291円	1,937円

加算項目	介護報酬	自己負担額		
	(20分×2)	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位×2	13円	26円	39円
退院時共同指導加算	600単位/回	650円	1,300円	1,950円
短期集中リハビリテーション加算	200単位/日	217円	434円	650円

2024年6月改訂

※自己負担額は総単位数により計算しますので多少の誤差があります。

各種加算について

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち、勤続7年以上の者が1人以上いる事業所の体制を評価する加算

【移行支援加算】 対象：要介護1～5の方

訪問リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高いリハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する加算

【退院時共同指導加算】

病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行うことを評価する加算

【短期集中リハビリテーション加算】

退院、退所日または認定日から3月以内の利用者に対して、身体機能の回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施することを評価する加算

※要介護の方 1週につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上実施した場合に算定

※要支援の方 1月以内 1週につき概ね2日以上、1日あたり40分以上実施した場合に算定

1月超3月以内1週につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上実施した場合に算定

【リハビリテーションマネジメント加算】

（イ）

3月に1回リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有し、状態に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に算定

（ロ）

（イ）に加え、リハビリテーション計画を国へ提出し、フィードバックを受けてケアの質の向上に取り組んだ場合に算定